

# いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 9 月 1 日	策定
平成 3 0 年 2 月 2 3 日	一部改訂
平成 3 1 年 2 月 2 0 日	一部改訂

鏡石町立鏡石中学校

# 鏡石町立鏡石中学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 9 月 1 日 策定

平成 30 年 2 月 23 日 一部改訂

平成 31 年 2 月 20 日 一部改訂

## 1 「いじめ」に関する基本的考え

- (1) いじめは、どんな理由があろうとも許されない、恥ずべき行為である。
- (2) いじめを絶対容認することなく、いじめを受けた生徒に対して、学校全体で寄り添い、守る、守り抜くという毅然とした態度で取り組む。
- (3) いじめは重大事案等につながる行為であることを、教職員全員で共通理解し、未然防止・早期発見・早期解決に努める。

### 《いじめの定義》(いじめ防止推進法第二条)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(参考資料) 文部科学省

平成 24 年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

※ けんかやふざけ合い、例え好意で行った行為であっても、いじめと認知する場合があります。(平成 29 年いじめの防止等のための基本的な方針の改定)

### 《学校の責務》

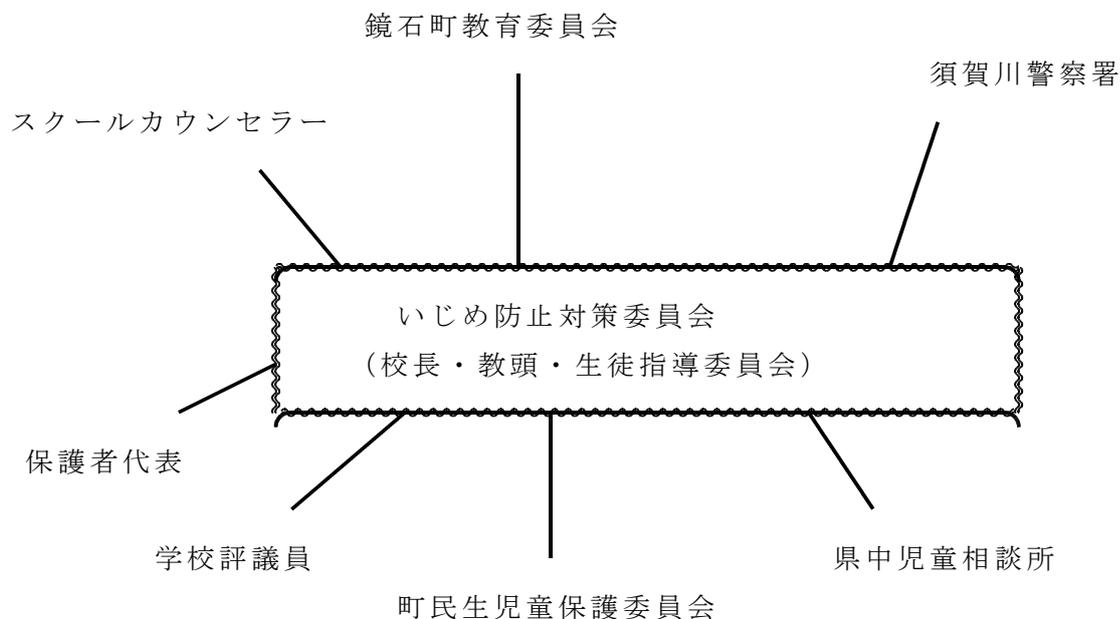
- ・ 「いじめ」のない環境づくりをする。
- ・ すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるように保護者や関係者との連携を図る。
- ・ 未然防止と早期発見・早期解決に取り組む。
- ・ 疑われる事案が発生した場合は、適正かつ迅速に対処し、再発防止に努める。
- ・ 問題の対処にあたり、関係者や保護者等へ正確で丁寧な説明を行う。

## 2 「いじめ」対策組織

### (1) 組織の役割

- ① 校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② 構成員は、主に「生徒指導委員会」のメンバーとする。(状況に応じ学年主任も入れる)
- ③ 定例会を毎月行う。(必要に応じて臨時会議を行う)
  - ア 基本方針を策定する。
  - イ 年間計画の作成・実施・検証・改善を行う。
  - ウ 全般にわたる研修を企画・運営をする。
  - エ 関係する啓発運動や防止教室を推進する。
  - オ 学校の相談・通報等の窓口となる。
  - カ 関係する情報や生徒の問題行動などに関わる情報収集と記録を、全職員で共有化を図る。

### (2) 組織図



## 3 方針

- (1) 生徒の「命を守る」。
- (2) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによつていじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中でいじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 発達段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中でのいじめ防止・早期発見に努める。
- (5) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識等、生徒のストレスを高くする指導の見直しを通していじめ防止に努める。
- (6) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに発生時には毅然とした態度で対処し、継続的にその指導に当たる。

- (7) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- (8) 学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。また、その内容を、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明する。
- (9) 学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは規定違反となることを共通理解を図る。
- (10) いじめの解消については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること、いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。

#### 4 具体的な取り組み

##### (1) 未然防止

- ① いじめ防止等に向けた取り組みの年間計画の作成と見直しと改善
- ② 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ③ **いじめアンケートの実施（月1回）**
- ④ 道徳教育等の充実
  - ア 教育活動全体を通しての道徳教育（特に思いやり・命の大切さ）の推進
- ⑤ 自発的な生徒会活動を尊重し自治能力の向上
  - イ 生徒会を中心とする全校生による「いじめゼロ宣言」の提唱
  - ウ 各委員会の自主的活動の活性化
  - エ 「あいさつ運動」の実施
  - オ 地区奉仕活動（町内美化運動）の実施
- ⑥ 読書活動の充実
  - ア 良い書物等の紹介
  - イ 悪書追放
- ⑦ 情報教育の推進
  - ア SNS、インターネット等や情報モラル教育の開催
- ⑧ 教職員研修の推進
  - ア 職員会議や学年会議での情報の共有化
  - イ 事例研修会の実施
  - ウ 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開のための授業改善の推進
  - エ 生徒を傷つける発言や体罰根絶に向けた研修の実施
- ⑨ 保護者や地域への啓発活動の実施
  - ア 「いじめ防止対策推進法」の家庭・地域への周知
  - イ 各種リーフレット等の配付

(2) 早期発見

① 教職員の「気づく」「感じる」眼の育成

② 早期発見のための対策

ア 日常的な一人ひとりへの声かけ

イ 「生活ノート」の活用

ウ 生徒の人間関係の把握（休み時間・昼休み・授業中・放課後 等）

エ 家庭との連携（日頃からの連絡・課題の共有）

オ 生活アンケートの実施（年5回）

カ 教育相談の実施

③ 相談体制の整備

ア 人間関係の構築（生徒と職員）

イ 相談機能の充実（保健室・SC・SSW等）

ウ 「話す勇氣」の指導

エ 5W1Hの活用（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

オ いじめ情報の連絡（保護者・地域から学校へ）

窓口☎：0248-62-2015

担当：教頭・生徒指導主事

鏡石町教育委員会：☎：62-3459

④ 職員の対応

ア 特定の職員の抱え込みをなくし、共通理解のもと組織で対応

(3) ネット上のいじめ対策

課題：ネットいじめについては、把握することが困難であるばかりか一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから十分な対策を講じなければならない

① 情報モラル教育の充実と、ネット社会の功罪についての確かな理解

② 携帯電話等の所持禁止

③ 原則校内への持ち込み禁止

④ 保護者の責任において所持させた場合は、保護者責任の下、使用方法のルール作りと要請

⑤ ネット上に不適切な書き込み等があった場合

ア 問題箇所の確認と印刷・保存

イ いじめ防止対策委員会での協議

ウ 関係生徒の聞き取り・被害生徒への必要なケア対応

エ 書き込みの削除（本人・サイト管理者への要請・必要に応じて教育委員会・警察・法務局等の外部機関との連携と協力）

オ 再発防止

5 発生時の対処

《重大事故とは》（いじめ防止対策推進法第二十八条より）

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 生徒が自殺を考え実行しようとした場合
- ② 身体的に重大な負傷を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめによる生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ① 年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に着手
- ② 欠席2日目は学級担任からの電話連絡
- ③ 欠席3日目で学級担任は家庭訪問を実施し、校内で情報の共有化

(3) 上記以外でも生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、事実を確認し調査する。

○重大事態発生時の対処

重大事態発生 → いじめ防止対策委員会の開催 → 事実関係の調査と確認

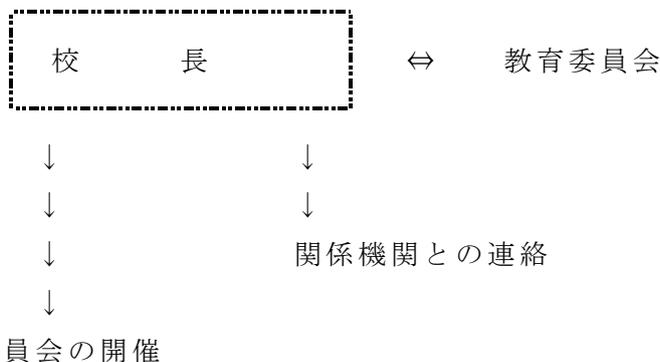
→ 教育委員会・関係諸機関との連絡・連携 → 警察・児童相談所への連絡

〈重大事態の調査について〉

- ① 重大事態が発生した場合は、弁護士・精神科医・SC・SSW等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ 重大事態対象生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、誠意を持って情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

○いじめ発生時の連絡体制

発生 → 発見者⇔担任・学年主任⇔生徒指導主事⇔教頭・校長



○緊急時には状況に合わせ対処する。